

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会

平成23年度第2回審議会

日 時 平成23年 9月28日 (水)
午後2時

場 所 柴田町役場 委員会室 (4階)

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名員の指名

4 議 事

・住民投票条例制定に関すること・・・資料1

①外国人も投票資格者に加えるべきかについて

②外国人の投票資格を「永住外国人」、「定住外国人」のどちらを選択するべきかについて

③開票の条件について

5 その他

6 閉 会

| 原 案 | 修正部分 | 審議内容 |
|--|------|--|
| <p>柴田町住民投票制度（案）</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例（平成21年柴田町条例第40号以下「まちづくり基本条例」という。）第35条の規定に基づき、町が直面する将来にかかわる重要な事項（以下「重要事項」という。）について、住民投票の実施に関し必要な事項を定めることにより、これによって示された結果をまちづくりに反映し、もって公正で民主的なまちづくりの運営及び住民福祉の向上を図るとともに、住民のまちづくりへの参加を推進することを目的とする。</p> | | |
| <p>（重要事項）</p> <p>第2条 住民投票に付することができる重要事項とは、住民に直接賛否を問う必要があると認められる事項であって、町及び住民全体に直接の利害関係を有するものとする。ただし、次の各号に掲げる事項を除く。</p> <p>（1） 町の権限に属しない事項。ただし、町の意味として表示しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>（2） 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項</p> <p>（3） 町の組織、人事及び財務に関する事項</p> <p>（4） 前各号のほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項</p> <p>2 前項に定めるもののほか、既に住民投票に付された事項にあつては、改めて住民に直接その賛成又は反対を確認することが必要とされる特別な事情が認められるものとする。</p> | | <p>【第1項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会時確認事項。住民投票に付することができる重要事項を概括的に規定し、住民投票を実施できない事項（ネガティブリスト）を設ける。 ・ 「町及び住民全体に直接の利害関係を有するもの」とは、一部の地域で解決すべきことを町、住民全体の問題としない。ただし、一部の地域の問題でも町、住民全体に影響を及ぼすものは重要事項とする。 <p>【重要事項のポジティブリスト】</p> <p>（1） 町の存立の基礎的条件に関する事項（町の名称変更や合併など）</p> <p>（2） 町が実施する特定の重要施策に関する事項（大規模公共施設の建設など）</p> <p>【ネガティブリスト具体例】</p> <p>（1）： 憲法・法律改正、外交、防衛、国道整備等国の権限、県立病院の設置、県道整備等の県の権限、私企業の経営事項など。ただし、町としての意思を表明することは可能。</p> <p>（2）： 地方自治法によるリコール（議会の解散、議員の解職、長の解職）、合併特例法による合併協議会の設置に関するもの、憲法の規定による特別法の制定に伴うものなど。</p> <p>（3） ○○課の設置、○○氏の○○課配属、○○費の予算増額など。</p> <p>（4） 現時点では想定されない事由により除外することが適当とされることもあり得ることから、概括的な規定を置く。</p> |

| | | |
|--|--|--|
| <p>(投票資格者)</p> <p>第3条 住民投票における投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、投票日において本町の区域内に住所を有する年齢満20年以上の者であって、次のいずれかに該当するものとする。ただし、第6条から第8条の場合において、前段に規定する「投票日」を「第6条第1項の規定により提出する実施請求書を町長が受理した日」に読み替えるものとする。</p> <p>(1) 日本国籍を有する者で、引き続き3箇月以上本町に住所を有する者。ただし、他の市町村から本町に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和22年法律第81号)第22条の規定により届出をした者については、当該届出をした日から引き続き3箇月以上本町の住民基本台帳に記録されている者</p> <p>(2) (永住又は定住)外国人で、引き続き3箇月以上本町に住所を有する者で、外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が本町で、同項の登録日から引き続き3箇月以上経過している者で、投票資格者名簿への登録を申請した者</p> <p>2 前項第2号に規定する定住外国人とは、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上覧の永住者の在留資格をもって在留する者</p> <p>(2) 出入国管理及び難民認定法別表第1及び第2の上欄に掲げる在留資格をもって在留する者(前号に掲げる者を除く)であって、引き続き3年を超えて日本に住所を有する者</p> <p>(3) 日本国と平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者</p> <p>3 前各項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、投票資格を有しない。</p> <p>(1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項若しくは第252条、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号)第17条第1項から第3項までの規定(以下「選挙法規定」という。)により選挙権を有しない者</p> <p>(2) 第1項第2号の規定に該当する者を公職選挙法第9条に規定する選挙権を有する者とみなして選挙法規定を適用した場合に選挙権を有しないこととなる者</p> | | <p>【第1項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会確認事項。法に基づく住民投票は年齢要件が二十歳以上であることから、住民投票条例の年齢要件を18歳以上とした場合、年齢要件の異なる二つの住民投票制度ができることから、住民に混乱が生じる可能性があること、また、新たに調整する投票資格者名簿やそれに伴う事務作業の経費の問題などの財政上の問題も考慮し、投票資格は当面20歳以上の者とする。ただし、若者の政治参加を促進に努めつつ、投票資格の18歳への引き下げを今後の課題とする。 |
| <p>(発議又は請求等)</p> <p>第4条 投票資格者は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって住民投票を発議し、その代表者から、町長に対し、書面によりその実施を請求(以下「住民請求」という。)することができる。</p> <p>2 議会は、議員定数の12分の1以上の賛成をもって議提案され、かつ、出席議員の過半数の議決により住民投票を発議したときは、町長に対し、書面により住民投票の実施を請求(以下「議会請求」という。)することができる。</p> <p>3 町長は、自ら住民投票を発議することができる。</p> | | |

| | | |
|--|--|--|
| <p>4 前項の場合において町長は、必要に応じ第三者機関に意見を求めることができる。</p> <p>5 第1項から第3項までの規定による発議にあたっては、次のことを付した文書により行わなければならない。</p> <p>(1) 住民投票に付したい事項</p> <p>(2) 住民投票の実施を発議する理由</p> <p>(3) 住民投票に係る設問の形式</p> <p>6 第1項から第3項までの規定にかかわらず、既に発議に係る手続きが開始されている場合においては、当該発議に係る住民投票の手続きが行われている間は、何人も、当該住民投票に付そうとされ、又は付している事項と実質的に同一と認められる事項について、住民投票を発議することができない。</p> | | <p>【第4項】</p> <p>・審議会時確認事項。町長は、自ら発議する場合、住民投票に馴染む案件かどうか、第3者機関に意見を求めることができる。</p> |
| <p>(住民投票の形式)</p> <p>第5条 前条第1項から第3項まで規定による発議又は請求に当たっては、住民投票に付そうとする事項について二者択一で賛否を問う形式により行わなければならない。</p> | | |
| <p>(代表者証明書の交付等)</p> <p>第6条 住民請求をしようとする代表者（以下「代表者」という。）は、町長に対し、規則で定めるところにより、住民投票に付そうとする事項及びその趣旨を記載した実施請求書（以下「実施請求書」という。）をもって当該事項が重要事項であること及び前条に規定する住民投票の形式に該当すること（以下これらを「住民投票請求要件」という。）の確認を請求し、かつ、文書をもって代表者であることの証明書（以下「代表者証明書」という。）の交付を申請しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の規定による請求及び申請があったときは、第三者機関に意見を求めることができる。</p> <p>3 町長は、第1項の規定による請求及び申請があった場合において、実施請求書に記載された住民投票に付そうとされる事項が重要事項であること及び前条に規定する形式に該当すること並びに代表者が投票資格者であることを確認したときは、速やかに代表者に代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示しなければならない。</p> <p>4 町長は、前項の規定による代表者証明書を交付するときは、第1項の規定による申請の日現在の投票資格者の総数の50分の1の数（以下「第1段階請求必要署名者数」という。）を代表者に通知するとともに、告示しなければならない。</p> | | <p>【第2項】</p> <p>・審議会時確認事項。町長は、代表者から請求があった場合、住民投票に馴染む案件かどうか、第3者機関に意見を求めることができる。</p> |
| <p>(署名等の収集)</p> <p>第7条 代表者は、住民投票の実施の請求者の署名簿（以下「署名簿」という。）に実施請求書及び代表者証明書若しくはその写しを付して、投票者資格者に対し、規則で定めるところにより、署名等（署名し、印を押すことに併せ、署名年月日、住所及び生年月日を記載することをいう。）以下同じ。）を求めなければならない。</p> <p>2 署名簿は、行政区長等に関する規則（昭和32年柴田町規則第21号）第2条に規定する行政区ごとに作成するものとする。</p> | | |

| | | |
|---|--|--|
| <p>3 代表者は、本町の区域内で衆議院議員、参議院議員、宮城県の議会の議員若しくは知事又は本町の議会の議員若しくは町長の選挙（以下「選挙」という。）が行われることとなるときは、地方自治法施行例（昭和22年政令第16号）第92条第5項に規定する期間、当該選挙が行われる区域内においては署名等を求めることができない。</p> <p>4 署名等は、前条第3項の規定による告示の日から1箇月以内でなければ求めることができない。ただし、前項の規定により署名等を求めることができないこととなった区域内においては、その期間は、同項の規定により署名等を求めることができないこととなった期間を除き、前条第3項の規定による告示の日から31日以内とする。</p> | | |
| <p>（署名簿等の提出等）</p> <p>第8条 代表者は、前条の規定により作成した署名簿に署名等をした者の数が必要署名数以上となったときは、前条第4項に規定する期間の満了の日（同項ただし書の規定が適用される場合には、同項に規定する期間が満了する日をいう。）の翌日から5日以内にすべての署名簿（署名簿が2冊以上に分かれているときは、これらを一括したもの）を町長に提出し、署名簿に署名等をした者が、次条第1項に規定する審査名簿に登録されている者であることの証明を求めなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の規定による請求を受けた場合において、署名簿に署名等をした者の数が必要署名数に満たないことが明らかであるとき、又は同項に規定する期間を経過しているときは、当該提出を却下しなければならない。</p> | | |
| <p>（審査名簿の調製）</p> <p>第9条 町長は、規則で定めるところにより、審査名簿（第6条第3項の規定による代表者証明書の交付の日現在の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を調製しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の規定により審査名簿の調製をしたときは、規則で定めるところにより、その日の翌日から5日間、投票資格者からの申出に応じ、審査名簿の抄本（当該申出を行った投票資格者が記載された部分に限る。）を閲覧させなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による登録に関し不服のある者は、前項に規定する閲覧の期間内に文書をもって町長に異議を申し出ることができる。</p> <p>4 町長は、前項の規定による意義の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から7日以内にその意義の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を速やかに審査名簿に登録し、又は審査名簿から抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないと決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。</p> <p>5 町長は、第1項の規定により審査名簿の調製をした日後、当該調製の際に審査名簿に登録されるべき投票資格者が審査名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を速やかに審査名簿に登録しなければならない。</p> | | |

| | | |
|--|--|--|
| <p>(署名等の審査)</p> <p>第10条 町長は、第8条第1項の規定により署名等の証明を求められたときは、その日から20日以内に署名簿に署名等をした者が審査名簿に登録されている者かどうかの審査を行うとともに、署名等の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の規定による署名等の証明が終了したときは、その日から7日間、署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。</p> <p>3 署名簿の署名等に関し不服のある関係人は、前項に規定する縦覧の期間内に文書をもって町長に意義を申し出ることができる。</p> <p>4 町長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その異議の申出を受けた日から14日以内にその異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、速やかに第1項の規定による証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないと決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。</p> <p>5 町長は、第2項に規定する縦覧の期間内に関係人の異議の申出がないとき、又は前項の規定による全ての異議についての決定をしたときは、その旨及び有効署名等の総数を告示するとともに、署名簿を代表者に返付しなければならない。</p> | | |
| <p>(住民投票の実施にかかる議会への付議)</p> <p>第11条 町長は、第4条第1項の規定による請求を受けたとき、又は同条第3項の規定により自ら発議するときは、住民投票の実施について、速やかに議会に付議しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による付議事項は、前項の規定による議会の出席議員の過半数により議決するものとする。</p> | | |
| <p>(住民投票実施の再発議)</p> <p>第12条 代表者から町長に対し第4条第1項の規定による請求があり、前条第1項の規定により議会に付議された事項について、同条第2項の規定により議会が否決したときは、代表者は、その日から7日後までに、実施請求書を町長に対し再度提出することができる。</p> <p>2 前項により提出する実施請求書は、第1段階請求で提出した実施請求書の内容と同一のものとする。</p> <p>3 代表者は、投票資格者総数の6分の1以上の者の連署をもって住民投票を再度発議し、町長に対し、書面によりその実施を再度請求(以下「第2段階請求」という。)することができる。</p> | | <p>【第12条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会時説明事項。第2段階請求。 |
| <p>(第2段階請求にかかる手続き)</p> <p>第13条 前条第1項の規定による第2段階請求にかかる手続きは、第6条から第10条の規定により行うものとする。</p> <p>2 前項に規定する手続きを行う場合、第6条の規定は、「50分の1」は「6分の1」</p> | | |

| | | |
|--|--|---|
| <p>に「第1段階請求必要署名数」は「第2段階請求必要署名者数」に読み替えるものとする。</p> | | |
| <p>(住民投票の実施)</p> <p>第14条 町長は、第11条第1項の規定による付議事項が同条第2項の規定により可決されたとき、又は第4条第2項による請求があったとき、若しくは第12条第3項による請求があったときは、住民投票を実施するものとする。</p> <p>2 町長は、住民投票を実施しようとするときは、速やかに、次の各号に掲げる住民投票の区分に応じ、当該各号に定める者にその旨を通知するとともに、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(1) 住民請求による住民投票 当該住民請求に係る代表者及び町議会議長</p> <p>(2) 議会請求及び町長発議による住民投票 町議会議長</p> | | |
| <p>(住民投票の期日)</p> <p>第15条 町長は、前条第2項の規定による告示の日から起算して60日以内に住民投票の期日(以下「投票日」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 町長は、前項の規定により定めた投票日に選挙が行われるときその他町長が特に必要があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該投票日を変更することができる。</p> <p>3 町長は、第1項の規定により投票日を定めたときは、住民投票の期日の少なくとも5日前までにその期日を告示しなければならない。</p> <p>4 前項の規定による告示の日以後、天災その他避けることのできない事故その他特別な事情により町長が特に必要と認めるときは、住民投票の期日をへんこうすることができる。この場合において、町長は、速やかにその旨を告示し、変更後の住民投票の期日の少なくとも5日前までにその期日を告示しなければならない。</p> | | |
| <p>(情報の提供)</p> <p>第16条 町長は、投票資格者の投票の判断に資するため、重要事項に係る町が有する情報を整理した資料を一般の閲覧に供するほか、必要な情報の提供を行うものとする。</p> <p>2 町長は、前項に規定する情報の整理、資料の閲覧、必要な情報の提供に当たっては、公平性、中立性を保持しなければならない。</p> | | |
| <p>(住民投票運動)</p> <p>第17条 第20条に規定する投票管理者及び第27条に規定する開票管理者は、在職中、その関係区域内において、付議事項に対し賛成又は反対の投票をし、又はしないよう勧誘する行為(以下「住民投票運動」という。)をすることができない。</p> <p>2 第24条第2項に規定する不在者投票を管理する者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して住民投票運動をすることができない。</p> <p>3 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定により町長の権限に属する住民投票の事務の一部を委任された町選挙管理委員会の委員及び職員は、在職中、</p> | | <p>【住民投票運動の制限】</p> <p>・審議会時説明事項。公選法の選挙期間における住民投票運動の制限等。</p> |

| | | |
|--|--|--|
| <p>住民投票運動をすることができない。</p> <p>4 第14条第2項の規定による告示の日から当該告示にかかる住民投票の期日までの期間に、本町の区域内で行われる選挙の期日の公示又は告示の日から当該公示又は告示に係る選挙の期日までの期間が重複するときは、当該選挙が行われる区域内において、当該重複する期間、当該住民投票にかかる住民投票運動をすることができない。ただし、当該選挙の公職の候補者（候補者届出政党（公職選挙法第86条第1項又は第8項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）、衆議院名簿届出政党（同法第86条の2第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）又は参議院名簿届出政党（同法第86条の3第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）を含む。）がする選挙運動（同法第13章の規定に違反するものを除く。）又は同法第14章の3の規定により政治活動を行うことができる政党その他の政治団体が行う政治活動（同章の規定に違反するものを除く。）が住民投票運動にわたることを妨げるものではない。</p> <p>5 住民投票運動は、買収、脅迫その他投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は住民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。</p> | | |
| <p>（投票資格者名簿の調製）</p> <p>第18条 町長は、規則で定めるところにより、投票資格者名簿（第15条第3項の規定による告示の日の前日現在、又は同条第4項の規定により住民投票の期日を変更する場合にあっては、町長が別に定める日）現在（投票資格者の年齢については、住民投票の期日現在）の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を調製しなければならない。</p> <p>2 投票資格者名簿は、次条の規定により設ける投票区ごとに編製しなければならない。</p> <p>3 町長は、第1項の規定により投票資格者名簿の調製をしたときは、規則で定める期間、投票資格者（投票資格者名簿に登録された者に限る。）からの申出に応じ、規則で定めるところにより、投票資格者名簿の抄本（当該申出を行った投票資格者が記載された部分に限る。）を閲覧させなければならない。</p> <p>4 第1項の規定による登録に関し不服のある者は、規則で定める期間内に文書をもって町長に異議を申し出ることができる。</p> <p>5 町長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から7日以内にその異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を速やかに投票資格者名簿に登録し、又は投票資格者名簿から抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないとして決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。</p> <p>6 町長は、第1項の規定により投票資格者名簿の調製をした日後、当該調製の際に投票資格者名簿に登録されるべき投票資格者で、かつ、引き続き投票資格者である者が投票資格者名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を速やかに投票資格者名簿に登録しなければならない。</p> | | |

| | | |
|--|--|--|
| <p>(投票区及び投票所)</p> <p>第19条 投票区及び投票所(第24条第1項に規定する期日前投票の投票所を含む。)は、規則で定めるところにより、設ける。</p> | | |
| <p>(投票管理者及び投票立会人)</p> <p>第20条 町長は、規則で定めるところにより、前条に規定する投票所に投票管理者及び投票立会人を置く。</p> | | |
| <p>(投票資格者名簿の登録と投票)</p> <p>第21条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票することができない。 2 投票資格者名簿に登録されたものであっても投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。</p> | | |
| <p>(投票資格者でない者の投票)</p> <p>第22条 住民投票の当日(第24条第1項に規定する期日前投票の投票にあつては当該投票の当日)、投票資格者でない者は、投票をすることができない。</p> | | |
| <p>(投票の方法)</p> <p>第23条 住民投票の投票は、付議事項ごとに、1人1票に限る。 2 住民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、住民投票当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票をすることができない。 3 投票人は、投票人の自由な意思に基づき、付議事項に賛成するときは投票用紙に印刷された賛成の文字を囲んで○の記号を自書し、付議事項に反対するときは投票用紙に印刷された反対の文字を囲んで○の記号を自書し、これを投票箱に入れなければならない。 4 投票用紙には、投票人の指名を記載してはならない。</p> | | |
| <p>(期日前投票等)</p> <p>第24条 前条第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票を行うことができる。 2 前条第2項及び第3項の規定に関わらず、投票人は、規則で定めるところにより、不在者投票を行うことができる。 3 前条第3項及び第28条の規定に関わらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字による投票を行うことができる。 4 前条第3項及び第28条の規定に関わらず、投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をさせることができる。</p> | | |
| <p>(投票の秘密の保持)</p> <p>第25条 何人も、投票人のした投票の内容を陳述する義務はない。</p> | | |

| | | |
|--|--|--|
| <p>(開票所)</p> <p>第26条 開票所は、町長の指定した場所に設ける。</p> <p>2 町長は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。</p> | | |
| <p>(開票管理者及び開票立会人)</p> <p>第27条 町長は、規則で定めるところにより、前条第1項に規定する開票所に開票管理者及び開票立会人を置く。</p> | | |
| <p>(投票の効力)</p> <p>第28条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。その決定に当たっては、次条第2号の規定にかかわらず、投票用紙に印刷された反対の文字を×の記号、二重線その他の記号を記載することにより抹消した投票は賛成の投票として、投票用紙に印刷された賛成の文字を×の記号、二重線その他の記号を記載することにより抹消した投票は反対の投票として、それぞれ有効とするほか、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した投票人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。</p> | | |
| <p>(無効投票)</p> <p>第29条 次のいずれかに該当する投票は、無効とする。</p> <p>(1) 所定の用紙を用いないもの</p> <p>(2) ○の記号以外の事項を記載したもの</p> <p>(3) ○の記号を自書しないもの</p> <p>(4) 賛成の文字を囲んだ○の記号及び反対の文字を囲んだ○の記号をともに記載したもの</p> <p>(5) 賛成の文字又は反対の文字のいずれを囲んで○の記号を記載したかを確認し難いもの</p> | | |
| <p>(住民投票の開票要件)</p> <p>第30条 住民投票は、1の事項について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の●分の●に満たないときは、開票作業その他の作業は行わないものとする。</p> | | |
| <p>(投票の結果)</p> <p>第31条 町長は、投票の結果が判明したときは、速やかに付議事項に対する賛成の投票の数及び反対の投票の数並びにこれらの投票の数を代表者又は議会の議長に通知するとともに、告示しなければならない。</p> | | |
| <p>(結果の尊重)</p> <p>第32条 議会及び町長は、まちづくり基本条例第32条第2項の規定により住民投票の結果を尊重する。</p> | | |

| | | |
|---|--|--|
| <p>(委任) 第33条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。</p> | | |
| <p>附 則 (施行期日) この条例は、規則の施行日からする。</p> | | |

柴田町における各選挙の投票率

| | | 男 | 女 | 計 |
|------------------|---------|--------|--------|----------|
| 宮城県議会議員選挙 | 当日の有権者数 | 15,740 | 16,078 | 31,818 人 |
| 平成19年4月8日 | 投票率 | 54.66 | 51.85 | 53.24 % |
| 21回参議院議員選挙(選挙区) | 当日の有権者数 | 15,757 | 16,054 | 31,811 人 |
| 平成19年7月29日 | 投票率 | 57.62 | 55.43 | 56.51 % |
| 柴田町議会議員選挙 | 当日の有権者数 | 15,425 | 15,790 | 31,215 人 |
| 平成21年3月22日 | 投票率 | 60.85 | 63.98 | 62.43 % |
| 45回衆議院議員選挙(小選挙区) | 当日の有権者数 | 15,571 | 15,966 | 31,537 人 |
| 平成21年8月30日 | 投票率 | 69.82 | 69.13 | 69.47 % |
| 宮城県知事選挙 | 当日の有権者数 | 15,434 | 15,820 | 31,254 人 |
| 平成21年10月25日 | 投票率 | 47.36 | 47.13 | 47.25 % |
| 22回参議院議員選挙(選挙区) | 当日の有権者数 | 15,740 | 16,078 | 31,818 人 |
| 平成22年7月11日 | 投票率 | 54.66 | 51.85 | 53.24 % |
| 柴田町町長選挙 | 当日の有権者数 | 15,758 | 16,095 | 31,853 人 |
| 平成22年7月11日 | 投票率 | | 無投票 | |

年齢階層別投票率(第7投票所のみ集計されている。)

| 20歳～24歳 | | 男 | 女 | 計 |
|------------------|---------|-------|-------|---------|
| 21回参議院議員選挙(選挙区) | 当日の有権者数 | 146 | 94 | 240 人 |
| 平成19年7月29日 | 投票率 | 15.07 | 17.02 | 15.83 % |
| 45回衆議院議員選挙(小選挙区) | 当日の有権者数 | 112 | 88 | 200 人 |
| 平成21年8月30日 | 投票率 | 33.04 | 25.00 | 29.50 % |
| 宮城県知事選挙 | 当日の有権者数 | 113 | 83 | 196 人 |
| 平成21年10月25日 | 投票率 | 15.04 | 18.07 | 16.33 % |
| 22回参議院議員選挙(選挙区) | 当日の有権者数 | 125 | 85 | 210 人 |
| 平成22年7月11日 | 投票率 | 39.20 | 21.18 | 31.91 % |
| 25歳～29歳 | | 男 | 女 | 計 |
| 21回参議院議員選挙(選挙区) | 当日の有権者数 | 95 | 97 | 192 人 |
| 平成19年7月29日 | 投票率 | 28.42 | 34.02 | 31.25 % |
| 45回衆議院議員選挙(小選挙区) | 当日の有権者数 | 79 | 73 | 152 人 |
| 平成21年8月30日 | 投票率 | 41.77 | 42.47 | 42.11 % |
| 宮城県知事選挙 | 当日の有権者数 | 76 | 69 | 145 人 |
| 平成21年10月25日 | 投票率 | 18.42 | 21.74 | 20.00 % |
| 22回参議院議員選挙(選挙区) | 当日の有権者数 | 81 | 71 | 152 人 |
| 平成22年7月11日 | 投票率 | 46.91 | 22.54 | 35.53 % |
| 30歳～49歳 | | 男 | 女 | 計 |
| 21回参議院議員選挙(選挙区) | 当日の有権者数 | 317 | 290 | 607 人 |
| 平成19年7月29日 | 投票率 | 49.84 | 47.24 | 48.60 % |
| 45回衆議院議員選挙(小選挙区) | 当日の有権者数 | 339 | 295 | 634 人 |
| 平成21年8月30日 | 投票率 | 65.19 | 64.75 | 64.98 % |
| 宮城県知事選挙 | 当日の有権者数 | 333 | 286 | 619 人 |
| 平成21年10月25日 | 投票率 | 41.44 | 39.51 | 40.55 % |
| 22回参議院議員選挙(選挙区) | 当日の有権者数 | 360 | 306 | 666 人 |
| 平成22年7月11日 | 投票率 | 53.61 | 49.35 | 51.65 % |
| 50歳～ | | 男 | 女 | 計 |
| 21回参議院議員選挙(選挙区) | 当日の有権者数 | 578 | 678 | 1,256 人 |
| 平成19年7月29日 | 投票率 | 75.26 | 63.57 | 68.95 % |
| 45回衆議院議員選挙(小選挙区) | 当日の有権者数 | 569 | 674 | 1,243 人 |
| 平成21年8月30日 | 投票率 | 79.79 | 73.74 | 76.51 % |
| 宮城県知事選挙 | 当日の有権者数 | 554 | 665 | 1,219 人 |
| 平成21年10月25日 | 投票率 | 61.91 | 59.25 | 60.46 % |
| 22回参議院議員選挙(選挙区) | 当日の有権者数 | 562 | 671 | 1,233 人 |
| 平成22年7月11日 | 投票率 | 56.58 | 60.51 | 58.72 % |